

第 1 章

自転車活用推進計画とは？

1. この計画の背景と目的
2. 本計画の位置付け
3. 計画期間・計画範囲
4. 計画の構成



第 1 章 自転車活用推進計画とは？



1. この計画の背景と目的

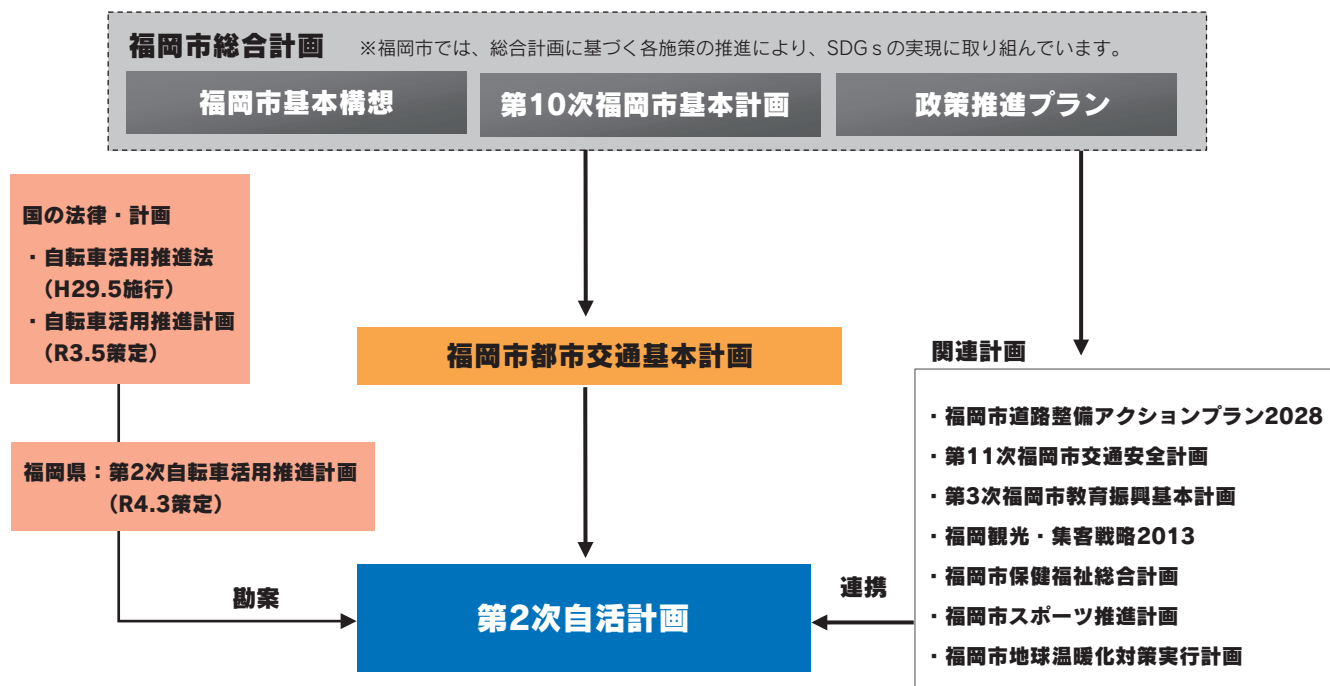
福岡市では、天神地区の放置自転車台数が平成 13・15 年の 2 期連続で全国ワースト 1 位となったことから、平成 16 年 7 月に「福岡市自転車利用総合計画」を策定し、特に放置自転車対策の取組み（駐輪場整備、放置自転車撤去、啓発）を重点的に進めました。

その結果、市民の皆さまのご協力もあり、市民の駐輪マナーは劇的に改善し、放置自転車の台数は大幅に減少した状態で推移しています。一方で、自転車が安全に走れる通行空間の確保や、走行マナーについては、まだまだ十分とは言えず、また、通勤・通学等の日常利用だけでなく、観光や健康づくりなど様々な用途での役割やシェアサイクルの普及など自転車の活用は進んでおり、令和 3 年 3 月に「福岡市自転車活用推進計画」（以下、「第 1 次自活計画」とする。）を策定し、計画に基づいた自転車活用施策を総合的に進めています。

今回、第 1 次自活計画の期間満了を受け、上位計画である福岡市総合計画、交通政策の基本的指針である福岡市都市交通基本計画の改定や、近年の自転車を取り巻く状況の変化を踏まえ、これまでの取組状況も勘案し、自転車が活用しやすい環境づくりを主目的とし、新たな「福岡市自転車活用推進計画」（以下、「第 2 次自活計画」とする。）を策定し、引き続き自転車活用の推進に向けて取り組んでいきます。

2. 本計画の位置付け

自転車活用推進法（平成 29 年 5 月施行）に基づき、福岡市総合計画や交通政策の基本的指針である福岡市都市交通基本計画を踏まえ、自転車活用推進に係る実施計画として基本方針や各施策を定めます。

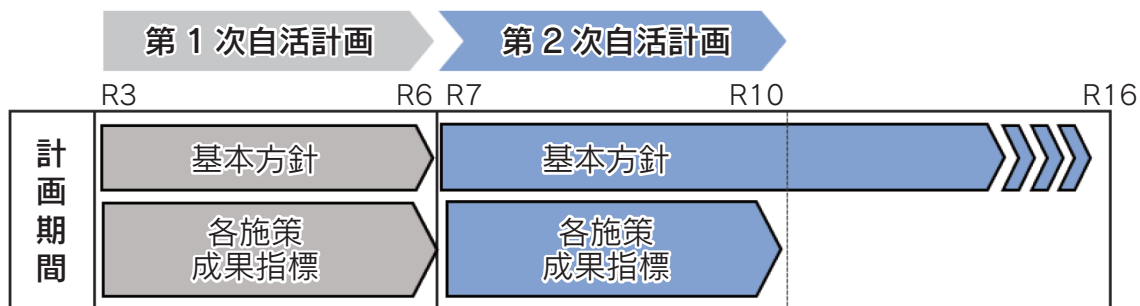




3. 計画期間・計画範囲

計画期間は、上位計画である「福岡市都市交通基本計画」の計画期間を踏まえ、基本方針は概ね 10 年間とし、各施策や成果指標については、社会情勢の変化や国の新たな施策などに柔軟に対応するため 4 年間の実施計画とします。範囲は福岡市全域とします。

（ 自転車活用の基本方針：令和 7 年度から概ね 10 年間
各施策や成果指標：令和 7 年度から 4 年間（令和 7 年～令和 10 年） ）



4. 計画の構成

本計画の構成は以下のフローに示すとおりです。

第0章 自転車について知ろう！

- そもそも自転車って何？
- 自転車の方がはयी！
- 地球にやさしい！
- カラダにやさしい！
- ルールを守ろう！
- 自転車を安全に利用しよう！

第1章 自転車活用推進計画とは？

1. この計画の背景と目的
2. 本計画の位置付け
3. 計画期間・計画範囲
4. 計画の構成

第2章 自転車利用の現状

1. 福岡市の概況
2. 自転車を取り巻く状況

第3章 これまでの自転車関連の取組みと課題

1. 取組みの現状、課題
2. 成果指標の達成状況

第4章 計画策定の考え方

1. 計画策定の基本的な考え方
2. 福岡市の都市交通の考え方（上位計画）
3. 基本方針、各施策の体系

第5章 各施策の具体的な取組み

1. 各施策の具体的な取組み
 - はしる 自転車通行環境の創出
 - まもる 自転車利用の適正化
 - とめる 駐輪環境の整備
 - いかす 自転車の活用

第6章 計画の推進

1. 成果指標
2. 計画の進捗管理と評価

第7章 参考資料